

平成 22年 4 月 8日現在

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2007 ～ 2009

課題番号：19530072

研究課題名（和文） 契約法秩序における『厚生 対 権利』

研究課題名（英文） “Welfare vs Rights” in Contract Law Order

研究代表者

山本 顯治 (YAMAMOTO KENJI)

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：50222378

研究成果の概要（和文）：(1)「市場における意思決定」の保護を不法行為法における損害賠償によってはかるための理論枠組みの構築を試み、またその一適用例として損害論・損害賠償額の算定方法についての新たな解釈を呈示した。(2)契約交渉と市場秩序の内在的関係を検討し、n 人間での契約交渉が競争的市場秩序の生成に帰着することを示し、契約法にとっての含意を検討した。(3)投資取引における投資家心理を、プロスペクト理論の分析枠組みに基づいて検討し、新たな投資勧誘規制法理を提唱した。

研究成果の概要(英文)：(1)The article “Market Mechanism and the Theory Damages” analyses the theory of “pure economic loss in market oriented torts”. It demonstrates the importance to introduce the perspective of “economic torts in the market mechanism” to our civil law system. (2)In the second article “Contract Negotiations and the Market Order”, Schmid=Rimpler’s “Vertrags Mechanismus” is examined through the “Edgeworth’s Box” and presents the deficit of the traditional contract law theory to review the n-person negotiation mechanism in markets. (3) In the third article “Behavioral Psychology of Investors and Deceptive Conducts in the Bargaining Process” “psychological mechanism of investors is analysed through the “prospect theory of behavioral economics”. It demonstrates the necessity of new legal regulations based on the knowlege of “prospect theory” to achieve efficient investment markets as well as protection of investors.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,800,000	540,000	2,340,000
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：契約、厚生、権利、効率性、市場、競争、交渉、投資勧誘規制

1. 研究開始当初の背景

研究開始当時、我が国の民法学において「市場」が契約法・不法行為法解釈論に対して有する重要性は、ほとんど認知されておらず、市場に正面から取り組む本格的な研究はなかった。また、分析ツールとしての「法と経済学」に取り組む民法研究者も、平井宜雄教授や森田修教授を除いて、ほとんど見あたらない状況であった。さらに、行動経済学に取り組む法学者は皆無の状況であった。

2. 研究の目的

本研究は、経済学・行動心理学の学際的知見を用いて、「市場における意思決定」における契約法解釈論を、「厚生 対 権利」という観点から再編することを目的とした。特に、独占禁止法違反の私法契約の効力論、 n 人間での契約交渉により生成する秩序、さらに、投資家の認知バイアスを踏まえた投資勧誘規制法理を具体的検討事例として取り上げ、法学・経済学・心理学の学際的知見に基づき、契約法理論における「厚生 対 権利」という視点のもたらす理論的・解釈論的帰結を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、応用ミクロ経済学、行動心理学・行動経済学の知見を手掛かりに、(1) 独占禁止法違反の私法契約の効力に関する我が国最高裁判例、および学説の検討をなし、新たな損害概念および損害賠償算定方法に関する解釈理論を提示し、(2) 契約交渉に関するドイツの民法学説を取り上げ、 n 人間における契約交渉の帰結を理論的に明らかにし、(3) 投資家心理に関する行動経済学の理論枠組みを明らかにした上で、我が国判例の具体

的検討を行うという手法で研究を行った。論文執筆にあたっては、外国文献、外国判例の検討も行ったが、公表された論文の知見はいずれも外国理論の紹介や模倣ではなく、世界に例を見ないオリジナルな内容である。また、理論の提示に止まらず、具体的な判例をこの理論を用いて分析し、理論の具体的妥当性の検証も行っている点において、実践的な研究手法を採用した。

4. 研究成果

3年間の研究により、以下の成果を得ることができた。

(1) 本研究の結果、消費者と事業者の間の契約関係に関し紛争が生じた場合、それを規律する基本原理は何かという点について、わが国・諸外国の判例・学説を検討した結果、重要な二つの視点、つまり、契約当事者の「厚生」(Welfare)の総計の極大化を志向する「目的論」的契約原理と、契約当事者の「権利」保護を志向する「権利論」的契約原理とが重要な役割を果たしていることが明らかとなった。かかる原理の対立・拮抗・協調を単に理論レベルで論ずるのみならず、現実の紛争事例の中でこの原理的視点がいかに重要な役割を果たしているかを具体的に明らかにした。その成果として、論文「競争秩序と契約法 - 「厚生 対 権利」の一局面」を公表し、独占禁止法違反行為をなしている企業と消費者との間で締結された契約の効力を巡る解釈問題につき分析を加えた。そこでは、独占禁止法違反行為をなしている企業との間で締結された契約の効力をめぐり、近時のわが国の公序論においては、いかなる意味で当該契約の効力が否定されるのか、またいかなる意味で損害賠償が肯定されるのかの根拠

が不明確であることを明らかにし、これに代わる明確な理論的根拠を提示するとともに、かかる理論枠組みに基づいた新たな解釈論を提示した。

(2)次に、本研究は、我が国の伝統的意思表示論が他の財との比較を度外視して「目の前の財を購入するかどうか」という意思決定論を前提にしていたことを明らかにし、これを批判しながら、意思決定とは「所得制約の下で、他の財と比較しつつどのように自己の効用を最大化するか」という決定であることを基礎に据えるべきことを明らかにした。そして、論文「市場メカニズムと損害賠償 -市場運動型不法行為における損害概念への一試論-」において、「市場に於ける多数の財からの選択」という次元を意思表示理論に取り込んだとき、市場における意思決定が相手方の違法行為によりゆがめられたならば、表意者は一体いかなる損害を被ることになるのかを問い、「市場における意思決定」の保護を不法行為法における損害賠償によってはかるための具体的な理論枠組みの構築を試み、その一適用例として独占禁止法違反行為をなしている企業と契約を締結した消費者が被った損害の構造を解明した。そこでは、財価格の違法な吊り上げは消費者の意思決定の基盤となる所得の実質的な目減りを惹起するものであり、消費者において惹起された「所得効果」を填補するものとしての「補償変分」に着眼することが経済的不法行為における損害論の内実を解明する鍵となることを指摘した。そこで得られた知見に基づき、これまでの我が国の通説的見解の不十分さを明らかにしつつ、新たな損害論・損害賠償額算定論についての私見を提示し、最高裁判例に関する新たな解釈を示した。

(3)第三に、「厚生 対 権利」という観点から、契約交渉と市場秩序の内在的関係を把握し、

市場という枠組みにおいて契約法・契約交渉の果たす理論枠組みを提示した。具体的検討例としてドイツ契約法におけるシュミットーリンプラーの契約メカニズム説を取り上げ、検討した。この研究成果は、論文「契約交渉と市場秩序」において公表され、そこでは、(a)二当事者間での契約交渉の帰結を、エッジワースボックスを用いて検討し、さらにその知見を(b) n人当事者間での契約交渉に拡張し検討した。この考察により、契約交渉は単に二当事者間で成立する契約の正当化という意味に留まらず、n人間での契約交渉に目を向けるならば、エッジワースの極限定理により、競争的市場秩序の生成という意味においても重要な意味を持つことを明らかにした。また、従来の契約法学がもっぱら二当事者間での契約規範の正当化という観点にとらわれており、市場における多数当事者間の契約交渉により生成する秩序の構造について全く注意を払っていないことを明らかにした。

(4)第四に、具体的な判例を取り上げ、投資取引における投資家心理を行動経済学(プロスペクト理論)の分析枠組みを用いて検討した。そこでは、投資家の有する価値関数の三つの特徴、(a)参照点依存性、(b)損失回避性、(c)感応度逡減性により、多くの投資紛争に見られる投資行動につき合理的な説明が可能となること、また投資プロセスにおける投資家の心理状況に着眼した投資勧誘規制法理が求められることを明らかにした。この知見は論文「投資行動の消費者心理と勧誘行為の違法性評価」において公表された。

(5)以上は、いずれも国内は言うに及ばず外国にも類似の研究を見ない、オリジナルなものである。また、経済学的手法のみならず、権利論、倫理学、心理学の知見を取り入れた学際的研究は、今後我が国法律学においても

重要な研究手法として展開し、定着するものと思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

①山本顯治「投資行動の消費者心理と勧誘行為の違法性評価」、『北海道大学グローバルCOEプログラム 新世代法政策学研究』、査読有、第5号201-231頁(2010)

② 山本顯治「第2特集 法と行動経済学の出会い-投資行動における消費者の合理性：討論」、『北海道大学グローバルCOEプログラム 新世代法政策学研究』、査読有、第5号245-285頁(2010)

③山本顯治「契約交渉と市場秩序 -シュミット-リンプラー再読-」、神戸法学雑誌、査読無、58巻4号29-64頁(2009)

④山本顯治、「市場メカニズムと損害賠償 -市場連動型不法行為における損害概念への一試論-」、神戸法学雑誌、査読無、58巻1号77-169頁(2008)

⑤山本顯治、「変額保険契約の勧誘をめぐる行為規制と組織規制」、齊藤彰編『法動態学叢書 水平的秩序2：市場と適応』、査読有、56-101頁(法律文化社・2007)

⑥山本顯治、「投資行動の消費者心理と民法学《覚書》」、山本顯治編『法動態学叢書 水平的秩序4：紛争と対話』、査読有、77-98頁(法律文化社・2007)

⑦山本顯治、「非援助の支援と法の技法」、国際高等研究所『「国際比較からみた日本社会における自己決定と合意形成」課題研究報告書』、査読有、245-266(国際高等研究所・2007)

[学会発表] (計2件)

①山本顯治、「投資行動の消費者心理と投資家・勧誘者の法的責任」、日本心理学会第73回大会、ワークショップ「法学と心理学の出会い(2) -『責任』概念を洗い直す-」(2009年8月26日、於立命館大学)における報告。

②山本顯治、「投資行動の消費者心理と民法学-覚書」、法と心理学会第9回大会、ワークショップ3「紛争解決における法学のフレームと心理学のフレーム」(2008年10月18-19日、於南山大学)における報告。

[図書] (計1件)

①山本顯治編『法動態学叢書 水平的秩序4：紛争と対話』(法律文化社・2007) 総224頁

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本 顯治 (KENJI YAMAMOTO)

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：50222378

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし